
4 0 2 4 . 積荷目録情報訂正

業務コード	業務名
CMF 0 1	積荷目録情報訂正（積荷目録提出業務前）
CMF 0 2	積荷目録情報訂正（積荷目録提出業務後）
CMF 0 3	積荷目録情報訂正（次船卸港の追加）

1. 業務概要

(1) 積荷目録提出前の訂正等の場合（CMF01業務）

登録済の積荷目録情報の訂正及び削除を行う。

後述する次船卸港の追加（CMF03業務）を行った貨物は、本業務で訂正等を行うことはできない。

なお、積荷目録提出前のB/L情報または空コンテナ情報の追加は「積荷目録情報登録（MFR）」業務で行う。

(2) 積荷目録提出後の訂正等の場合（CMF02業務）

登録済の積荷目録情報の追加、訂正及び削除を行う。

システムは、入力された内容に基づいて訂正等を認めるか、保留とするかを判定する。

保留となった場合は、税関の「訂正保留解除（CAR）」業務により保留が解除されるまでの間、当該貨物は船卸しを行うことができない。

到着即時輸入申告または貨物到着前輸入申告を自動起動する旨が登録されている貨物が追加された場合は、システムは本業務を契機に輸入申告等処理を自動起動する。（詳細は「輸入申告（IDC）」業務を参照。）

(3) 次船卸港の追加の場合（CMF03業務）

一旦仮陸揚した貨物を再度陸揚（仮陸揚）する場合に、仮陸揚港での「積荷目録提出（DMF）」業務後に、次の船卸港（仮陸揚港）に関する情報の追加、または追加した情報の訂正及び削除を行う。

2. 入力者

船会社、船舶代理店

3. 制限事項

- ① 1 B/Lで指定可能なコンテナ番号は最大200件とする。
- ② 1 コンテナで指定可能なB/L番号は最大100件とする。
- ③ 1 業務で入力可能なコンテナ番号は最大200件とする。
- ④ 1 船舶情報*¹（船会社コードを除く）に対して本業務を行える利用船会社数は、最大20件とする。
- ⑤ 1 船舶情報（船会社コードを除く）に対して指定可能なコンテナオペレーション会社数は、最大5件とする。
- ⑥ 1 船舶情報（船会社コードを除く）に対して登録可能なB/L番号及びコンテナ番号は、合計で最大9999件とする。

（* 1）船舶情報とは、以下の4項目を指す（以下、同様）。

- ① 船舶コード
- ② 船会社コード
- ③ 船卸港コード
- ④ 船卸港枝番

4. 入力条件

(1) 入力者チェック

（A）追加の場合（CMF03業務による次船卸港の追加を含む。）

- ① システムに登録されている利用者であること。
- ② 船舶代理店の場合は、入力された船卸港において本船利用船会社との受委託関係がシステムに登録されていること。

（B）訂正または削除の場合（CMF03業務による訂正、削除を含む。）

- ① システムに登録されている利用者であること。
- ② 船会社の場合は、「積荷目録情報登録（MFR）」業務で登録された貨物に係る船会社である。

③船舶代理店の場合は、入力された船卸港において当該船会社との受委託関係がシステムに登録されている船舶代理店であること。

(2) 入力項目チェック

(A) 単項目チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

(B) 項目間関連チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

(3) 積荷目録管理DBチェック

(A) CMF 01 業務の場合

訂正の場合は①～④、削除の場合は②～④を行う。

①入力された船舶情報に対する積荷目録管理DBが存在すること。

②入力された船舶情報に対する船卸確認終了情報が出力されていないこと。

(「船卸確認終了情報」についてはPKI業務を参照。以下同様。)

③コンテナオペレーション会社コードに「99999」以外が入力された場合は、当該CYにおいてPKI業務が行われていないこと。

④入力された船舶情報に対するDMF業務が行われていないこと。

(B) CMF 02 業務の場合

(a) 追加または削除の場合

追加の場合は①～④、削除の場合は②～④を行う。

①入力された船舶情報に対する積荷目録管理DBが存在すること。

②入力された船舶情報に対する船卸確認終了情報が出力されていないこと。

③コンテナオペレーション会社コードに「99999」以外が入力された場合は、当該CYにおいてPKI業務が行われていないこと。ただし、削除の場合で、かつ入力されたB/L番号に係る貨物情報DBに対してリスク分結果の事前通知が登録されている場合を除く。

④入力された船舶情報に対するDMF業務が行われていること。

(b) 訂正の場合

①入力された船舶情報に対する積荷目録管理DBが存在すること。

②入力された船舶情報に対するDMF業務が行われていること。

(C) CMF 03 業務の場合

訂正の場合は①～③、追加または削除の場合は②～③を行う。

①入力された船舶情報に対する積荷目録管理DBが存在すること。

②入力された船舶情報に対する船卸確認終了情報が出力されていないこと。

③コンテナオペレーション会社コードに「99999」以外が入力された場合は、当該CYにおいてPKI業務が行われていないこと。

(4) 積荷目録情報CY一括訂正管理DBチェック

CMF 01 業務またはCMF 03 業務の場合は、入力された船舶情報に対して、「積荷目録情報CY一括訂正(CMC)」業務による内部処理中でないこと。

(5) 貨物情報DBチェック

B/L番号が入力された場合に以下のチェックを行う。

(A) CMF 01 業務の場合

訂正の場合は①～⑨、削除の場合は②～⑥、⑩、⑪を行う。

①入力されたB/L番号に係る貨物情報DBが存在すること。

②入力されたB/L番号に係る貨物情報は、MFR業務で登録された貨物情報であること。

③当該貨物についてCMF 03 業務が行われていないこと。

④訂正保留中でないこと。

- ⑤貨物手作業移行登録がされていないこと。
- ⑥貨物差止め登録がされていないこと。
- ⑦包括保税運送承認に係る個別運送情報または仮陸揚貨物保税運送情報の登録の場合は、到着即時輸入申告の旨が登録されていないこと。
- ⑧包括保税運送承認に係る個別運送情報の登録の場合は、貨物到着前輸入申告の旨が登録されていないこと。
- ⑨「出港前報告B／L関連付け（BLL）」業務により変更後B／Lである旨が登録されている場合は、船積港が訂正されていないこと。
- ⑩以下の条件のいずれかを満たすこと。
 - ・BLL業務により変更後B／Lである旨が登録されていない。
 - ・BLL業務により変更後B／Lである旨が登録されている場合は、「出港前報告（AMR）」業務または「出港前報告訂正（CMR）」業務（以下、「AMR業務等」という。）により出港前報告が行われている。
- ⑪削除の場合、本船・ふ中扱い承認申請がされていないこと。

（B）CMF02業務の場合

（a）追加の場合

入力されたB／L番号に係る貨物情報DBが存在する場合は、以下のチェックを行う。

- ①予備申告で作成した貨物情報DBであるか、または「ハウスB／L貨物情報登録（NVCO1）」業務で作成され、混載親の旨が登録された貨物情報DBであること。
- ②既に入力された船舶情報（船会社コードを除く）に対する積荷目録情報が登録されていないこと。
- ③システム外搬入確認された貨物でないこと。
- ④到着即時輸入申告扱いまたは貨物到着前輸入申告扱いの予備申告の登録がされている場合は、本申告がされていないこと。
- ⑤包括保税運送承認に係る個別運送情報または仮陸揚貨物保税運送情報の登録の場合は、到着即時輸入申告の旨が登録されていないこと。
- ⑥包括保税運送承認に係る個別運送情報の登録の場合は、貨物到着前輸入申告の旨が登録されていないこと。

（b）訂正の場合

- ①入力されたB／L番号に係る貨物情報DBが存在すること。
- ②MFR業務、CMF03業務または本業務で登録・追加された貨物情報DBであること。
- ③CMF03業務が行われている場合で、仮陸揚港に対する積荷目録情報の訂正である場合は、仮陸揚貨物から輸入貨物への訂正でないこと。
- ④訂正保留中でないこと。
- ⑤貨物手作業移行登録がされていないこと。
- ⑥貨物差止め登録がされていないこと。
- ⑦「輸入申告審査終了（CEA）」業務が行われていないこと。（予備申告、到着即時輸入申告または貨物到着前輸入申告は除く。）
- ⑧輸入許可済貨物（BP承認を含む。）でないこと。（到着即時輸入申告扱いは除く。）
- ⑨到着即時輸入申告扱いの本申告または貨物到着前輸入申告（本申告含む）がされている場合は、仮陸揚貨物でないこと。
- ⑩到着即時輸入申告扱いの本申告がされている場合は、在来貨物でないこと。
- ⑪到着即時輸入申告扱いの本申告がされている場合は、コンテナオペレーション会社コードに「9999」が入力されていないこと。
- ⑫コンテナオペレーション会社コードに「99999」が入力された場合、保税運送申告、輸入申告等の税関手続、及び「搬入確認登録（保税運送貨物）（BIA）」業務が行われていないこと。

- ⑬仮陸揚貨物の場合、「船積情報登録（CLR）」業務が行われていないこと。
- ⑭包括保税運送承認に係る個別運送情報または仮陸揚貨物保税運送情報の登録の場合は、到着即時輸入申告の旨が登録されていないこと。
- ⑮包括保税運送承認に係る個別運送情報の登録の場合は、貨物到着前輸入申告の旨が登録されていないこと。
- ⑯BLL業務により変更後B/Lである旨が登録されている場合は、船積港が訂正されていないこと。

（c）削除の場合

- ①入力されたB/L番号に係る貨物情報DBが存在すること。
- ②MFR業務、CMF03業務または本業務で登録・追加された貨物情報DBであること。
- ③CMF03業務が行われている場合は、仮陸揚港に対する積荷目録情報の削除でないこと。
- ④当該港においてPKK業務またはPKI業務が行われていないこと。
- ⑤訂正保留中でないこと。
- ⑥貨物手作業移行登録がされていないこと。
- ⑦貨物差止め登録がされていないこと。
- ⑧本船・ふ中扱い承認申請がされていないこと。
- ⑨到着即時に係る蔵入承認済、移入承認済、総保入承認済貨物でないこと。
- ⑩混載親B/Lの場合は、混載子B/Lに輸入許可済貨物がないこと。
- ⑪以下の条件のいずれかを満たすこと。
 - ・BLL業務により変更後B/Lである旨が登録されていない。
 - ・BLL業務により変更後B/Lである旨が登録されている場合は、AMR業務等により出港前報告が行われている。

（C）CMF03業務の場合

（a）次船卸港の追加の場合

- ①入力されたB/L番号に係る貨物情報DBが存在し、有効な貨物であること。
- ②仮陸揚港においてDMF業務が行われていること。
- ③コンテナオペレーション会社コードに「99999」が入力された場合、仮陸揚港においてCLR業務が行われていること。
- ④包括保税運送承認に係る個別運送情報または仮陸揚貨物保税運送情報の登録の場合は、到着即時輸入申告の旨が登録されていないこと。
- ⑤包括保税運送承認に係る個別運送情報の登録の場合は、貨物到着前輸入申告の旨が登録されていないこと。

（b）訂正及び削除の場合

訂正の場合は①～⑧、削除の場合は②～⑥を行う。

- ①入力されたB/L番号に係る貨物情報DBが存在し、有効な貨物であること。
- ②本業務が行われていること。
- ③当該港においてDMF業務が行われていないこと。
- ④訂正保留中でないこと。
- ⑤貨物手作業移行登録がされていないこと。
- ⑥貨物差止め登録がされていないこと。
- ⑦包括保税運送承認に係る個別運送情報または仮陸揚貨物保税運送情報の登録の場合は、到着即時輸入申告の旨が登録されていないこと。
- ⑧包括保税運送承認に係る個別運送情報の登録の場合は、貨物到着前輸入申告の旨が登録されていないこと。

(6) コンテナ情報DBチェック

コンテナ貨物または空コンテナの場合に以下のチェックを行う。

(A) CMF 01 業務の場合

(a) 訂正に伴うコンテナの追加の場合

入力されたコンテナ番号に係るコンテナ情報DBが存在する場合は、以下のチェックを行う。

- ①B/L番号の入力がある場合は、コンテナに登録可能なB/L件数を超えないこと。
- ②登録済の船舶情報と、入力された船舶情報が同一であること。
- ③輸出コンテナとして登録されていた場合は、最新更新年月日から一定期間経過していること。

(b) 訂正の場合

- ①コンテナ番号の入力がある場合は、入力されたコンテナ番号に係るコンテナ情報DBが存在すること。
- ②B/L番号の入力がある場合は、入力されたB/L番号が登録されていること。
- ③仮陸揚空コンテナとして登録されている場合で、前港の「船積確認登録(CCL)」業務が行われる前に次港情報の訂正を行う場合は、登録されている以下の項目が入力された内容と同一であること。
 - ・船積港コード
 - ・空/実入りコンテナ表示
 - ・コンテナサイズコード
 - ・コンテナタイプコード
 - ・コンテナ所有形態コード
- ④仮陸揚空コンテナとして登録されている場合、かつ、次港情報が登録されている場合で、前港情報に対する訂正の場合は、仮陸揚識別が訂正されていないこと。

(c) 削除の場合

- ①B/L番号の入力がある場合は、入力されたB/L番号が登録されていること。
- ②仮陸揚空コンテナとして登録されている場合、かつ、次港情報が登録されている場合は、前港情報に対する削除でないこと。

(B) CMF 02 業務の場合

(a) 追加の場合

入力されたコンテナ番号に対するコンテナ情報DBが存在する場合は、以下のチェックを行う。

- ①B/L番号の入力がある場合は、コンテナに登録可能なB/L件数を超えないこと。
- ②登録済の船卸港と、入力された船卸港が同一であること。ただし、仮陸揚空コンテナとして登録されている場合で、前港のCCL業務が行われていない場合を除く。
- ③空コンテナとして登録されていないこと。ただし、仮陸揚空コンテナとして登録されている場合で、前港のCCL業務が行われていない場合を除く。
- ④仮陸揚空コンテナとして登録されている場合で、次港に対する登録を行う場合は、前港情報における船舶情報と、入力された船舶情報が同一でないこと。
- ⑤仮陸揚空コンテナとして登録されている場合で、前港のCCL業務が行われる前に次港に対する登録を行う場合は、前港のDMF業務が行われていること。
- ⑥仮陸揚空コンテナとして登録されている場合で、前港のCCL業務が行われる前に次港に対する登録を行う場合は、登録されている以下の項目が入力された内容と同一であること。
 - ・船積港コード
 - ・空/実入りコンテナ表示
 - ・コンテナサイズコード
 - ・コンテナタイプコード
 - ・コンテナ所有形態コード

- ⑦輸出コンテナとして登録されていた場合は、最新更新年月日から一定期間経過していること。
- ⑧税関に卸コンテナリストを提出している場合は、コンテナ条約適用外の旨が入力されていないこと。

(b) 訂正の場合

- ①コンテナ番号の入力がある場合は、入力されたコンテナ番号に係るコンテナ情報DBが存在すること。
- ②B/L番号の入力がある場合は、入力されたB/L番号が登録されていること。
- ③税関に卸コンテナリスト提出をしている場合は、コンテナ条約適用外の旨が入力されていないこと。
- ④仮陸揚空コンテナとして登録されている場合で、前港のCCL業務が行われる前に次港に対する訂正を行う場合は、登録されている以下の項目が入力された内容と同一であること。
 - ・船積港コード
 - ・空／実入りコンテナ表示
 - ・コンテナサイズコード
 - ・コンテナタイプコード
 - ・コンテナ所有形態コード
- ⑤仮陸揚空コンテナとして登録されている場合、かつ、次港情報が登録されている場合で、前港情報に対する訂正の場合は、仮陸揚識別が訂正されていないこと。

(c) 削除の場合

- ①B/L番号の入力がある場合は、入力されたB/L番号が登録されていること。
- ②PKK業務またはPKI業務が行われている場合は、入力されたB/L番号に係る貨物情報DBに対してリスク分析結果の事前通知が登録されていること。
- ③PKK業務またはPKI業務が行われている場合で、当該コンテナに他のB/L情報が登録されていない場合は、卸コンテナ輸入許可されていないこと^{*2}。
- ④仮陸揚空コンテナとして登録されている場合、かつ、次港情報が登録されている場合は、前港情報に対する削除でないこと。

(＊2) 当該チェックに該当する場合は、「卸コンテナ情報変更(DCX)」業務によりコンテナ番号の削除を実施したうえで本業務を行う必要がある。

(C) CMF03業務の場合

(a) 次船卸港の追加の場合

- ①入力されたB/L番号に係るコンテナ番号のコンテナ情報DBが存在すること。
- ②入力されたB/L番号が、有効な貨物として登録されていること。
- ③仮陸揚港においてDMF業務が行われていること。
- ④コンテナオペレーション会社コードに「99999」が入力された場合、仮陸揚港においてCLR業務が行われていること。

(b) 訂正及び削除の場合

訂正の場合は①～④、削除の場合は②～④を行う。

- ①入力されたB/L番号に係るコンテナ番号のコンテナ情報DBが存在すること。
- ②入力されたB/L番号が、有効な貨物として登録されていること。
- ③本業務が行われていること。
- ④当該港においてDMF業務が行われていないこと。

(7) 仮陸揚空コンテナ次港情報DBチェック

コンテナ情報DBにおいて仮陸揚空コンテナとして登録されている場合で、前港のCCL業務が行われていない場合は、以下のチェックを行う。

- (A) CMF 0 1 業務またはCMF 0 2 業務による訂正の場合
 - ①仮陸揚空コンテナ次港情報DBが存在すること。
 - ②入力された船舶情報が登録されていること。
 - ③次港情報が登録されている場合で、前港に対する訂正の場合は、仮陸揚識別が訂正されていないこと。
- (B) CMF 0 1 業務またはCMF 0 2 業務による削除の場合
 - 次港情報が登録されている場合は、前港情報に対する削除でないこと。
- (C) CMF 0 2 業務による追加の場合
 - ①入力された船舶情報が登録されていないこと。
 - ②前港情報が登録されている場合は、前港でのDMF業務が行われていること。
- (8) 船舶DBチェック
 - 入力された船舶コードに対する「船舶基本情報登録 (VBX)」業務または「船舶基本情報等事前登録 (WBX)」業務が行われていること。
- (9) 包括保税運送DBチェック
 - 追加または訂正の場合 (CMF 0 3 業務による次船卸港の追加及び訂正を含む。) で、包括保税運送承認番号の入力がある場合は、以下のチェックを行う。
 - ①入力された包括保税運送承認番号の包括保税運送DBが存在すること。
 - ②本業務入力者と包括保税運送DBに登録されている包括保税運送承認を受けた利用者が同一であること。
 - ③本業務入力年月日が運送承認期間を過ぎていないこと。
 - ④コンテナオペレーション会社コードが「99999」以外の場合は、当該社が管理する保税地域と、包括保税運送承認を受けた発送地が同一であること。
- (10) 出港前報告情報DBチェック
 - CMF 0 2 業務による追加の場合で、BL L業務により変更後B/Lである旨が登録されている場合は、「BL L業務が行われた際に入力された変更前B/Lに登録されている船舶情報 (船卸港および船卸港枝番を除く) および船積港」と「入力された船舶情報 (船卸港および船卸港枝番を除く) および船積港」が同一であること。

5. 処理内容

- (1) 入力チェック処理
 - 前述の入力条件に合致するかチェックし、合致した場合は正常終了とし、処理結果コードに「000000-00000-00000」を設定の上、以降の処理を行う。
 - 合致しなかった場合はエラーとし、処理結果コードに「000000-00000-00000」以外のコードを設定の上、処理結果通知の出力を行う。(エラー内容については「処理結果コード一覧」を参照。)
- (2) 仮陸揚届出番号の払出し処理
 - (A) 追加の場合 (CMF 0 3 業務による次船卸港の追加を含む。)
 - 仮陸揚識別が入力された場合は、仮陸揚届出番号をシステムで払い出す。
 - なお、仮陸揚空コンテナの登録の場合は、1コンテナ毎に仮陸揚届出番号をシステムで払い出す。
 - (B) 訂正の場合 (CMF 0 3 業務による訂正を含む。)
 - 輸入貨物から仮陸揚貨物への変更の場合または輸入空コンテナから仮陸揚空コンテナへの変更の場合は、仮陸揚届出番号をシステムで払い出す。
 - なお、仮陸揚空コンテナへの変更の場合は、1コンテナ毎に仮陸揚届出番号をシステムで払い出す。
- (3) 訂正判定処理 (CMF 0 2 業務の場合)
 - 入力内容に基づき訂正等を認めるか、保留とするかを判定する。

(4) 出港前報告情報不一致判定処理

(A) 初期化処理

出港前報告情報不一致判定処理（出港前報告未済判定、出港日時報告未済判定）の結果が登録されている場合は取り消す。

(B) 判定処理（CMF 0 1 業務またはCMF 0 2 業務の場合）

追加または訂正の場合で、入力されたB/Lが出港前報告情報処理の対象B/L^{*3}である場合に判定を行う。

(a) 出港前報告未済判定

AMR業務等により出港前報告が行われていることを判定する。

(b) 出港日時報告未済判定

「出港日時報告（ATD）」業務により出港日時報告が行われていることを判定する。

(＊3) 出港前報告情報処理の対象B/Lとは、以下の条件をすべて満たすB/Lをいう。

- ①コンテナ詰貨物である。
- ②コンテナタイプコードが「PL」以外のコンテナが登録されている。
- ③仮陸揚貨物の旨が入力された場合は、最終仕向地コードが国外港でない。
- ④船積港が国内港でない。
- ⑤CMF 0 3 業務が行われている場合は、以下の条件をすべて満たす。
 - ・船卸確認済でない。
 - ・入力された船舶情報がCMF 0 3 業務で登録された船舶情報と異なる。

(5) 積荷目録管理DB処理

(A) 追加の場合（CMF 0 3 業務による次船卸港の追加を含む。）

- ①積荷目録管理DBが存在しない場合は、入力された船舶情報に対する積荷目録管理DBを作成する。
- ②入力された情報を登録する。
- ③コンテナ貨物の場合は、入力された船舶情報およびCY毎の船卸予定B/L件数及び船卸予定空コンテナ件数を加算する。
- ④在来貨物の場合は、入力された船舶情報およびCY毎の船卸予定B/L件数を加算する。
- ⑤入力された船舶情報およびCY毎に包括保税運送承認番号が登録されたB/L件数を加算する。

(B) 訂正の場合（CMF 0 3 業務による訂正を含む。）

入力情報により積荷目録管理DBを更新する。

(C) 削除の場合（CMF 0 3 業務による削除を含む。）

- ①コンテナ貨物の場合は、入力された船舶情報およびCY毎の船卸予定B/L件数及び船卸予定空コンテナ件数を減算する。
- ②在来貨物の場合は、入力された船舶情報およびCY毎の船卸予定B/L件数を減算する。
- ③入力された船舶情報およびCY毎に包括保税運送承認番号が登録されたB/L件数を減算する。
- ④当該本船に係るすべての船卸予定B/L件数及び船卸予定空コンテナ件数が0になった場合、当該積荷目録情報を削除する。

(6) 貨物情報DB処理

B/L番号が入力された場合は、以下の処理を行う。

(A) CMF 0 1 業務の場合

(a) 訂正の場合

<A> 共通処理

- ①入力情報により貨物情報DBを更新する。
- ②到着即時輸入申告扱いの予備申告の登録がされ、かつ以下の条件のいずれかを満たす場合は、予備申告（搬入確認登録時本申告自動起動）を行う旨に変更する。
 - ・当該港と申告に係る船卸港が同一でない。

- ・ 在来貨物である。
- ・ コンテナオペレーション会社コードに「９９９９」が入力されている。

③貨物到着前輸入申告扱いの予備申告の登録がされ、かつ以下の条件のすべてを満たす場合は、予備申告（搬入確認登録時本申告自動起動）を行う旨に変更する。

- ・ 当該港と申告に係る船卸港が同一でない。
- ・ 輸入貨物である。

＜Ｂ＞出港前報告情報処理

＜ａ＞出港日時等登録処理

入力されたＢ／Ｌが出港前報告情報処理の対象Ｂ／Ｌ^{*3}である場合に処理を行う。

＜ア＞出港前報告情報不一致判定処理（出港前報告未済判定、出港日時報告未済判定）の結果を登録する。

＜イ＞ＡＴＤ業務が行われている場合は、出港前報告情報ＤＢに登録されている出港日時（ＡＴＤ業務で入力された日時）を登録する。

＜ｂ＞出港日時等削除処理

前述５．－（６）－（Ａ）－（ａ）－＜Ｂ＞－＜ａ＞の条件を満たさない場合に処理を行う。

- ①出港前報告情報不一致判定処理（出港前報告未済判定、出港日時報告未済判定）の結果を取り消す。
- ②出港日時を取り消す。

（ｂ）削除の場合

入力されたＢ／Ｌ番号に予備申告された旨が登録されているか、または混載親の旨が登録されている場合は、積荷目録情報及び出港前報告情報（出港日時等）を取り消す。予備申告されていない場合または混載親の旨が登録されていない場合は、貨物情報ＤＢを削除する。

（Ｂ）ＣＭＦ０２業務の場合

（ａ）追加の場合

＜Ａ＞共通処理

（ア）貨物情報ＤＢが存在する場合

- ①貨物情報ＤＢが存在しない場合は、入力されたＢ／Ｌ番号に対する貨物情報ＤＢを作成する。
- ②入力された貨物情報を登録する。
- ③保留になった場合は、その旨を登録する。
- ④到着即時輸入申告扱いの予備申告の登録がされ、かつ以下の条件のいずれかを満たす場合は、予備申告（搬入確認登録時本申告自動起動）を行う旨に変更する。
 - ・ 当該港と申告に係る船卸港が同一でない。
 - ・ 在来貨物である。
 - ・ コンテナオペレーション会社コードに「９９９９」が入力されている。
 - ・ 保留になっている。
- ⑤貨物到着前輸入申告扱いの予備申告の登録がされ、かつ以下の条件のすべてを満たす場合は、予備申告（搬入確認登録時本申告自動起動）を行う旨に変更する。
 - ・ 当該港と申告に係る船卸港が同一でない。
 - ・ 輸入貨物である。

＜Ｂ＞出港前報告情報処理

＜ａ＞リスク分析結果の事前通知登録処理

- ①出港前報告情報ＤＢの関連するハウスＢ／Ｌ情報にリスク分析結果の事前通知が登録されている場合は、その旨を登録する。

②出港前報告情報DBに以下のリスク分析結果の事前通知が登録されている場合は、オーシャン（マスター）B/Lに対する「DNU」の旨を登録する。

- ・HLD
- ・DNL
- ・DNU

③出港前報告情報DBに「SPD」が登録されている場合は、「SPD」の旨を登録する。

＜b＞出港日時等登録処理

入力されたB/Lが出港前報告情報処理の対象B/L^{*3}である場合に処理を行う。

＜ア＞出港前報告情報不一致判定処理（出港前報告未済判定、出港日時報告未済判定）の結果を登録する。

＜イ＞ATD業務が行われている場合は、出港前報告情報DBに登録されている出港日時（ATD業務で入力された日時）を登録する。

（b）訂正の場合

＜A＞共通処理

①入力情報により貨物情報DBを更新する。

②保留になった場合は、その旨を登録する。

③貨物到着前輸入申告扱いの予備申告の登録がされ、かつ以下の条件のすべてを満たす場合は、予備申告（搬入確認登録時本申告自動起動）を行う旨に変更する。

- ・当該港と申告に係る船卸港が同一でない。
- ・輸入貨物である。

＜B＞出港前報告情報処理

以下の条件のいずれかを満たす場合に、処理を行う。

- ・CMF03業務が行われていない。
- ・CMF03業務が行われている場合は、入力された船舶情報がCMF03業務で登録された船舶情報と異なる。

＜a＞リスク分析結果の事前通知登録処理

出港前報告情報DBに以下のリスク分析結果の事前通知が登録されている場合は、オーシャン（マスター）B/Lに対する「DNU」の旨を登録する。

- ・HLD
- ・DNL

＜b＞出港日時等登録処理

入力されたB/Lが出港前報告情報処理の対象B/L^{*3}である場合に処理を行う。

＜ア＞出港前報告情報不一致判定処理（出港前報告未済判定、出港日時報告未済判定）の結果を登録する。

＜イ＞ATD業務が行われている場合は、出港前報告情報DBに登録されている出港日時（ATD業務で入力された日時）を登録する。

＜c＞出港日時等削除処理

前述5.－（6）－（B）－（b）－＜B＞－＜b＞の条件を満たさない場合に処理を行う。

①出港前報告情報不一致判定処理（出港前報告未済判定、出港日時報告未済判定）の結果を取り消す。

②出港日時を取り消す。

（c）削除の場合

①入力されたB/L番号が以下の条件のいずれかを満たす場合は、積荷目録情報、を取り消す。条件を満たさない場合は、削除表示を設定する。

- ・予備申告された旨が登録されている。

- ・混載親の旨が登録されている。
- ・到着即時輸入申告扱いの本申告または貨物到着前輸入申告（本申告含む）がされ、許可済でない。

②保留になった場合は、その旨を登録する。

③以下の条件のいずれかを満たす場合、出港前報告情報（リスク分析結果の事前通知及び出港日時等）を取り消す。

- ・CMF03業務が行われていない。
- ・CMF03業務が行われている場合は、入力された船舶情報がCMF03業務で登録された船舶情報と異なる。

（C）CMF03業務の場合

（a）次船卸港の追加の場合

①削除表示が設定されている場合は、削除表示を解除する。

②入力情報により貨物情報DBを更新する。

③貨物到着前輸入申告扱いの予備申告の登録がされ、かつ以下の条件のすべてを満たす場合は、予備申告（搬入確認登録時本申告自動起動）を行う旨に変更する。

- ・当該港と申告に係る船卸港が同一でない。
- ・輸入貨物である。

（b）訂正の場合

①入力情報により貨物情報DBを更新する。

②貨物到着前輸入申告扱いの予備申告の登録がされ、かつ以下の条件のすべてを満たす場合は、予備申告（搬入確認登録時本申告自動起動）を行う旨に変更する。

- ・当該港と申告に係る船卸港が同一でない。
- ・輸入貨物である。

（c）削除の場合

当該港に関する情報を無効とし、仮陸揚港によるCC業務が行われている場合は、削除表示を設定する。

（7）コンテナ情報DB処理

（A）CMF01業務またはCMF02業務の場合

（a）B/L情報の追加の場合

コンテナ番号が入力された場合は、以下の処理を行う。

①入力されたコンテナ番号に対するコンテナ情報DBが存在しない場合は、コンテナ情報DBを作成する。

②入力されたB/L番号を登録する。

③B/L件数を加算する。

（b）B/L情報の訂正の場合

訂正前のコンテナ番号と訂正後のコンテナ番号が異なる場合は、以下の処理を行う。

（ア）取り消されたコンテナ番号がある場合

①入力されたB/L番号を削除する。

②B/L件数を減算する。

③当該コンテナに対する他のB/L情報が登録されていない場合は、コンテナ情報DBを削除する。

（イ）追加されたコンテナ番号がある場合

①入力されたコンテナ番号に対するコンテナ情報DBが存在しない場合は、コンテナ情報DBを作成する。

②入力されたB/L番号を登録する。

- ③B/L件数を加算する。
- (c) B/L情報の削除の場合
- 入力されたB/L番号がコンテナ詰貨物である場合は、貨物情報DBに登録されているコンテナ番号に対して以下の処理を行う。
- ①入力されたB/L番号を削除する。
 - ②B/L件数を減算する。
 - ③本入力により当該コンテナに係るすべてのB/L情報が削除され、またコンテナ情報も登録されていない場合は当該コンテナ情報DBを削除する。
- (d) コンテナ情報の追加の場合
- 入力されたコンテナ番号に対して以下の処理を行う。ただし、仮陸揚空コンテナとして登録されている場合で、前港のCCCL業務が行われていない場合を除く。
- ①入力されたコンテナ番号に対するコンテナ情報DBが存在しない場合は、コンテナ情報DBを作成する。
 - ②入力されたコンテナ情報を登録する。
- (e) コンテナ情報の訂正の場合
- 入力されたコンテナ情報によりコンテナ情報DBを更新する。ただし、仮陸揚空コンテナとして登録されている場合で、前港のCCCL業務が行われていない場合を除く。
- (f) コンテナ情報の削除の場合
- ①コンテナ情報を取り消す。
 - ②当該コンテナに対するB/L情報が登録されていない場合は、コンテナ情報DBを削除する。
- (B) CMF03業務の場合
- 入力されたB/L番号がコンテナ詰貨物である場合は、貨物情報DBに登録されているコンテナ番号に対して以下の処理を行う。
- (a) 追加の場合
- ①削除表示が設定されている場合は、削除表示を解除する。
 - ②仮陸揚港によるCCCL業務が行われている場合は、入力情報によりコンテナ情報DBを更新する。
- (b) 訂正の場合
- 仮陸揚港によるCCCL業務が行われている場合は、入力情報によりコンテナ情報DBを更新する。
- (c) 削除の場合
- ①当該港に関する情報を無効とする。
 - ②仮陸揚港によるCCCL業務が行われている場合は、入力情報によりコンテナ情報DBに削除表示を設定する。
- (8) 仮陸揚空コンテナ次港情報DB処理
- CMF01業務またはCMF02業務の場合、コンテナ情報DBにおいて仮陸揚空コンテナとして登録されている場合で、前港のCCCL業務が行われていない場合は、以下の処理を行う。
- (A) コンテナ情報の追加の場合
- 入力されたコンテナ番号に対する仮陸揚空コンテナ次港情報DBを作成し、入力されたコンテナ情報を登録する。
- (B) コンテナ情報の訂正の場合
- 入力されたコンテナ情報により仮陸揚空コンテナ次港情報DBを更新する。
- (C) コンテナ情報の削除の場合
- 削除表示を設定する。

(9) 出港前報告情報DB処理

CMF02業務による追加または訂正の場合で、入力されたB/L番号に対してAMR業務等が行われている場合は、以下の処理を行う。(CMF03業務が行われている場合で、入力された船舶情報がCMF03業務で登録された船舶情報と同一である場合は除く。)

①出港前報告情報DBに以下のリスク分析結果の事前通知が登録されている場合は、オーシャン（マスター）B/Lに対する「DNU」の旨を登録する。

- ・HLD
- ・DNL

②「DNU」の旨を登録した場合は、変更前のリスク分析結果の事前通知に応じた事前通知件名をシステムにより登録する。

③「DNU」の旨を登録した場合で、船卸許可申請情報が登録されている場合は、その旨を取り消す。

(10) 到着即時輸入申告扱いの本申告自動起動処理（CMF02業務の場合）

積荷目録提出港で「到着確認登録（PID）」業務が既に行われており、到着即時輸入申告扱いの予備申告の旨が登録されている貨物が追加された場合は、本申告処理を自動起動する。

(11) 貨物到着前輸入申告扱いの本申告自動起動処理

CMF02業務、またはCMF03業務の追加で次船卸港分のDMF業務が行われている場合に以下の処理を行う。

(A) 一般貨物の場合

入力された貨物管理番号に対する貨物が、輸入貨物かつ貨物到着前輸入申告扱いの予備申告の登録がされている場合は、本申告処理を自動起動する。

(B) 混載親貨物の場合

①入力された貨物管理番号に対する貨物が混載親貨物の場合は、貨物到着前輸入申告扱いの予備申告の登録がされている混載子輸入貨物を抽出する。

②抽出された混載子輸入貨物について、本申告処理を自動起動する。

(12) 出力情報出力処理

後述の出力情報出力処理を行う。出力項目については「出力項目表」を参照。

(13) 注意喚起メッセージ出力処理

①CMF01業務、またはCMF02業務において、入力された最終仕向地コードまたは荷渡地コードの3桁目から3文字分を「ZZZ」に変換（バスケットコードに変換）して処理を行った場合は、注意喚起メッセージとして処理結果通知に出力する。コード変換処理の詳細については「入力項目表」を参照。

②出港前報告情報不一致判定処理において、出港前報告未済または出港日時報告未済と判定した場合は、注意喚起メッセージとして処理結果通知に併せて出力する。

6. 出力情報

情報名	出力条件	出力先
処理結果通知	なし	入力者
積荷目録訂正状況情報	以下の条件のいずれかを満たす場合 (1) CMF02業務である (2) DMF業務後のCMF03業務である	税関 (監視担当部門)
	以下の条件をすべて満たす場合 (1) CMF02業務で保留とならなかった (2) 当該貨物のMFR業務を行った利用者と、 本業務入力者が異なる	当該貨物のMFR業務 入力者
	CMF02業務で保留となった場合	入力者

情報名	出力条件	出力先
搬入時自動起動取消通知情報	以下の条件をすべて満たす場合 (1) 積荷目録情報の削除である (2) 当該貨物に搬入時申告の旨が登録されている	搬入時申告登録者
B/L不一致情報	CMF02業務において「到着即時輸入申告扱いの本申告がされ許可済である貨物」または「貨物到着前輸入申告（本申告含む）がされ許可済である貨物」に対して以下のいずれかを満たす場合（貨物到着前輸入申告の場合は（1）の条件） (1) 積荷目録情報の削除である (2) 以下の項目が訂正された ・ 個数または個数単位コード ・ コンテナ番号	税関 （通関担当部門）
		輸入申告登録者
		CY
コンテナ不一致情報	以下の条件をすべて満たす場合 (1) CMF02業務である (2) 税関に提出している卸コンテナリストに係るコンテナが削除された	税関 （保税担当部門）
		CY
	以下の条件をすべて満たす場合 (1) CMF02業務である (2) 税関に提出している卸コンテナリストに係るコンテナが削除された (3) 卸コンテナリスト提出者とCYが異なる	卸コンテナリスト提出者（税関を除く）
出港前報告不一致情報（民間）	以下の条件をすべて満たす場合 (1) CMF02業務である (2) 「出港前報告情報不一致判定処理」において出力要と判定した	入力者
リスク分析結果事前通知情報	以下の条件をすべて満たす場合 (1) CMF02業務である (2) 貨物に、関連するハウスB/Lヘリスク分析結果の事前通知が行われている旨を登録した (3) ハウスB/Lによる「DNU」の旨が通知されていない	税関
		入力者
	CMF02業務において以下の条件のいずれかを満たす場合 (1) 貨物にオーシャン（マスター）B/Lに対する「DNU」の旨を登録した (2) 貨物に「SPD」の旨を登録した	税関
		AMR業務等実施者
		DMF業務実施者
関連ハウス事前通知状況情報	以下の条件をすべて満たす場合 (1) CMF02業務である (2) 貨物に、関連するハウスB/Lヘリスク分析結果の事前通知が行われている旨を登録した	出港前報告情報DBに登録されている通知先
		入力者
		AMR業務等実施者
		DMF業務実施者
積荷目録訂正情報	以下の条件をすべて満たす場合 (1) CMF02業務である (2) 処理区分が「5」（訂正）である	出港前報告情報DBに登録されている通知先
		税関

情報名	出力条件	出力先
B/L削除理由通知	以下の条件をすべて満たす場合 (1) CMF01業務またはCMF02業務である (2) 処理区分が「1」(削除)である	税関
出港前報告情報		税関

7. 特記事項

(1) 本業務の入力項目のうち訂正不可項目は以下の通りである。

- ①船舶コード
- ②船会社コード
- ③船卸港コード
- ④船卸港枝番
- ⑤コンテナオペレーション会社コード
- ⑥B/L番号

上記①～⑥を訂正する場合は、当該項目に係るB/L情報及びコンテナ情報をすべて削除した後、再登録する必要がある。

(2) 到着即時輸入申告扱いまたは貨物到着前輸入申告扱いの予備申告の旨が登録された貨物について、本業務で予備申告（搬入確認登録時本申告自動起動）を行う旨に変更された場合は、PKK業務またはPKI業務を契機に本申告が自動起動されるが、船卸確認前であればIDC業務等で本申告の手動起動を行うことができる。

(3) 出港前報告未済または出港日時報告未済の注意喚起メッセージ（前述5. - (13) -②）について
EDIFACTにおけるマルチB/L電文の場合は、B/Lに関連する全てのコンテナのタイプコードが「PL」の場合であっても、注意喚起メッセージを出力する。